

重大事態発生時の対応の流れ

重大事態とは・・・

子どもがいじめを受けたことにより、

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 子どもが自殺を企図した場合
 - 子どもが自死したとき
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 相当な期間に渡り、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - 相当な期間 不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。

